

地震関連の 厚生労働省通知一覧

(平成23年5月1日までに出されたもの)

地震発生以降、厚生労働省より多数の通知文が示されていますが、東京都や各保険者など複数のところから、同一の文書が送信されることもあります。良くわからず混乱しているという声を聞きます。

ここでは、3月中旬から4月末までに出された厚生労働省通知を一覧にまとめています。

詳しく内容を確認したいという方は、下記のホームページにて確認できます。

⇒東京都福祉保険局「東日本大震災に関する通知一覧」



太字のところは、支援にあたり一読した方が良いと思われるものになります。

介護保険最新情報 Vol.200 (平成23年4月28日) 東日本大震災に伴う介護報酬等の取り扱いについて(第3版)

Vol.182とVol.189で示された疑義解釈の追加になります。

介護保険最新情報 Vol.199 (平成23年4月28日) 東日本大震災に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出する事についての特例について 一定の要件を満たしていれば寄付金・義援金が支出として認められるといった通知です。

介護保険最新情報 Vol.198 (平成23年4月27日) 被災された高齢者及び障害者における成年後見制度の利用等について

財産の不当な処分等を防止する観点からも、成年後見制度の適切な活用が必要であり、そのための周知依頼の通知です。

介護保険最新情報 Vol.197 (平成23年4月27日) 応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について

応急仮設地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスなどのサポート拠点を設置するためイメージや参考例などが紹介されています。

介護保険最新情報 Vol.196 (平成23年4月26日) 福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知について

福島県内から避難した要介護高齢者等の受入れについての協力依頼になります。

介護保険最新情報 Vol.195 (平成23年4月22日) 東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(4月サービス提供分)

Vol.188に続き、報酬請求の取扱い方法が示されています。

- 1.平成23年4月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について
- 2.概算請求を行う場合の取り扱いについて
- 3.その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

介護保険最新情報 Vol.194 (平成23年4月22日)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る 利用料等の取扱いについて

Vol.184に続き、対象範囲が拡大されたための通知です。

- 1.対象者について
- 2.取扱いの期間
- 3.サービス事業所等における介護報酬の請求について

介護保険最新情報 Vol.193 (平成23年4月22日)

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備および運営に関する 基準の施行について

災害救助法が適用された市町村の区域内の訪問看護事業所の要件緩和の通知です。

介護保険最新情報 Vol.192 (平成23年4月18日)

避難所等における介護保険サービス確保のための取り扱いについて

- 1.市町村を越えて避難をしてきた高齢者の要介護認定事務について
- 2.避難先で提供されたサービスに対する保険給付について

介護保険最新情報 Vol.191 (平成23年4月15日)

若年性認知症施策の推進について

東日本大震災とは関係ありません。

介護保険最新情報 Vol.190 (平成23年4月14日)

東日本大震災に伴い障害者(児)及び高齢者が預金通帳を紛失した場合等における預金の 払戻しについて

金融庁から金融機関に対して、預金通帳や印鑑を紛失した場合でも本人確認にて払戻しができるよう
に柔軟な対応を行うようにと要請が出ています。その内容についてが紹介されています。

介護保険最新情報 Vol.189 (平成23年4月8日)

東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて(第2版)

Vol.182で示された疑義解釈の追加になります。(予防通所の日割り請求など)

介護保険最新情報 Vol.188 (平成23年4月6日)

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて

- 1.平成23年3月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について
- 2.概算請求を行う場合の取り扱いについて
- 3.その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて
- 4.指定居宅介護支援事業所等における給付管理の取扱いについて
- 5.4月及び5月介護サービス提供分の介護報酬の取扱いについて
- 6.震災により諸記録を滅失した場合の取扱いについて

介護保険最新情報 Vol.187（平成23年4月1日） 被災された高齢者の避難所等における介護サービスの確保について

避難所等で生活されている高齢者の皆様に向けリーフレットが紹介されています。
避難先などの介護保険サービスの利用方法が、Q&A方式で書かれています。

介護保険最新情報 Vol.186（平成23年3月31日）

- ①東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る保険料の取扱いについて
- ②平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者についての各種保険料（個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について）

- 1.被災被保険者に係る保険料の特別徴収の取扱い …※年金からの特別徴収を中止に。
- 2.特別徴収の方法による徴収額の還付について
- 3.特別徴収の中止に係る特別な事務処理について

介護保険最新情報 Vol.185（平成23年3月29日）

東北地方太平洋沖地震による避難生活に伴う心身の機能の低下の予防について

被災した高齢者等の方々の「生活不活発病」を予防するための資料が複数紹介されています。

介護保険最新情報 Vol.184（平成23年3月24日）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
利用料等の取扱いについて

Vol.183に続き、対象範囲が拡大されたための通知です。

- 1.対象者について
- 2.保険者による確認について
- 3.サービス事業所等における介護報酬の請求について

介護保険最新情報 Vol.183（平成23年3月23日）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
利用料等の取扱いについて

利用料の減免及び猶予における対象範囲が拡大されたための通知です。

- 1.原子力災害対策特別措置法による退避者について
- 2.サービス事業所等における介護報酬の請求について

介護保険最新情報 Vol.182（平成23年3月22日）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
利用料等の取扱いについて

介護報酬上の取扱いと、その疑義解釈Q&Aになります。

- 1.転入者に係る利用料の取扱いについて
- 2.原子力災害対策特別措置法による避難者等について
- 3.転入等に係るサービス事業所等における介護報酬の請求について
- 4.介護保健施設等の食費及び居住費に係る利用者負担額の減免について
(別添)疑義解釈のQ&A

厚生労働省事務連絡（平成23年3月17日）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る 利用料等の取扱いについて

介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについてを示した通知です。

- 1.「対象者の要件」…要件が複数示されており、いずれも満たした者である必要があります。
- 2.「取扱いの期間」…5月末日まで猶予
- 3.「サービス事業所等における介護報酬の請求」…利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求

大震災の直後に出了された通知概要です。

事務連絡 平成23年3月17日

都内外介護サービス施設・事業所等
管理者各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課長 平山 信夫

施設支援課長 加藤 みほ

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による 被災者に係る利用料等の取扱いについて

高齢者に対する福祉サービスの提供につきましては、日頃よりご尽力いただき誠に有難うございます。

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについて、国から別添のとおり通知がありました。介護サービス施設及び事業所の皆様におかれましては、本通知に基づいた対応方よろしくお願ひいたします。

<平成23年3月17日付厚生労働省通知の概要（抜粋）>

1 対象者の要件及び取扱いについて

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者について、5月までの介護サービス利用料の支払いを、5月末日まで猶予する取扱いとする。

- (1) 災害救助法の適用市町村のうち、国通知(1)①と②に住所を有する介護保険法の被保険者
- (2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てを行った者
 - ・当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - ・当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

2 サービス事業所等における介護報酬の請求について

- (1) (2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を給付費の請求に関する書類等に簡潔に記録しておくこと。ただし、被保険者証等が提示できない場合には、「東北地方太平洋沖地震の被災者にかかる被保険者証の提示等について」(平成23年3月12日付国通知)を参照のこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定。また、各サービス事業所等が猶予した利用料については、各保険者において減免していただくよう老健局より依頼する予定である。

【問合せ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課 介護事業者係 TEL 03-5320-4593

施設支援課 施設運営係 TEL 03-5320-4264

3

ケアマネジャーの 「災害時対応マニュアル！」

このマニュアルは、平成21年の3月に日本介護支援専門員協会が発表した「災害対応マニュアル」のケアマネ個人に対する部分を抜粋したものです。その他の細かな部分を確認したいという方は、日本介護支援専門員協会の「災害対応マニュアル」をダウンロードしてご確認ください。

～刊行にあたって～（会長 木村 隆次）

我が国は、いつどこで大きな大地震が発生しても、不思議はないといわれています。また、台風等による被災も、後を絶つことがありません。今、こうしている時にも起こりうる災害に備えて、当協会では「災害対応マニュアル」をまとめました。

一読していただければ、災害への対応は日頃の備えがいかに重要かを認識していただけると思います。いざ災害に見舞われた場合、被災者、ましてや避難所生活を余儀なくされる要介護者を始めとする要援護者の心身に大きな影響を及ぼすことは、想像に難しくありません。

介護支援専門員は、ここ環境の変化に対応した適切なアセスメントを行い、必要なサービスや地域資源を結びつけるケアマネジメントを行うことが必要です。しかし、介護支援専門員自身が被災したらどうなるのか、瞬時に全ての利用者さんへの対応は難しく何を優先して活動してよいのか、医療ニーズのある利用者さんの対応はどうするのか…等々、普段では思いもよらないことが起こることも予測されます。

（途中省略）

災害時であっても、利用者の自立支援を行うという介護支援専門員の仕事に変わることはありません。災害に対するリスクマネジメントに対して、介護支援専門員が日頃から取組むことにより、いざという時、国民の皆様に対して円滑な支援活動が行われること、そして一人でも災害の犠牲になる方が減ることを願ってやみません。

～監修のことば～（新潟大学 危機管理室 田村 圭子）

平成16(2004)年10月23日に発生した新潟県中越地震は、介護保険施行下で起こった初めての大きな災害であった。

激しい余震が続く中、ケアマネジャーたちは献身的に働いた。

利用者の安否を確認し、避難生活が続けられるのかどうかを判断し、必要とあれば緊急入院・入所先を手配した。8割の住宅が何らかの被害を受けるなか、多くの介護支援専門員が避難所に家族を残しての活動となつた。

災害によって、被災地の社会環境は一変する。それまで災害時要援護者を支えてきた地域の資源は機能しない。それは福祉の実現を目指して活動する専門性をもった支援者にとっては危機的な状況である。

災害の発生は利用者の命を永られ、生活を継続し、いずれ地域での生活再建を果たすまでの長い支援の始まりと覚悟しなければならない。

このたび日本介護支援専門員協会では、被災地で活動する会員たちの活動を体系的に整理し、これまでの経験から得られた知見を共有し、次の災害における活動をより良いものとするために「災害対応マニュアル」をまとめた。

協会内外に本マニュアルが理解され、活用されることで、災害福祉分野における防災力向上に多くの貢献がなされることを祈念する。

～はじめに～

平成21年3月
日本介護支援専門員協会 災害特別委員会

近年の例だけでも、平成7年7月1日発生の「阪神淡路大震災」をはじめ、平成16年10月の「新潟県中越地震」、平成19年3月の「能登半島地震」、7月の「新潟県中越沖地震」、そして平成20年6月の「岩手・宮城内陸地震」等の大きな地震が頻発しています。また、平成16年7月には新潟県や福井県を襲った梅雨前線で多くの死者・行方不明者が発生しました。

一方、多くの災害時要援護者に対して介護支援専門員の活動によって、要援護者の命が救われ、その後の避難生活並びに生活再建についても大きな役割を果たした事が知られています。

国の地震調査委員が発表している震度6以上の地震の発生確立によれば、複数の都道府県において今後30年以内に実に99%という高い確率で地震の発生を予想しており、日本においてはまさにいつ起こつてもおかしくない地震災害の危機に直面していると言っても過言ではありません。また、毎年、日本全国で頻発する水害に対しても多くのリスクをはらんでいると言わざるをえません。

ひとたびこのような災害が発生した場合には、高齢者障害者等に代表される災害要援護者は、その身体的及び判断能力の低下の脆弱性から、より危険に直面する可能性が高いと考えられています。また被災後の生活においても、介護を含む支援活動が迅速かつ円滑に行われないと、心身の状態の低下を引き起こす危険性も考えられます。

介護支援専門員の職務は、要支援・要介護認定者等(以下「要援護者」と言う)に対し、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、介護全般に関する相談援助、関係機関との連絡調整を行うことです。

要援護者等に特に関わりを持って自立的な日常生活を支えているのが、介護支援専門員です。このため、被災地域の応急期から復旧期にわたる災害対応過程にあたっては、要援護者への支援活動が円滑に行われるために、ケアマネジメントの中心となる介護支援専門員の具体的かつ共通した支援活動指針を示すことが必要になります。

このたび、日本介護支援専門員協会では、被災時における「災害支援要領」および「災害対応マニュアル」を策定しました。これは、介護支援専門員の職務が被災地においても実現されるように介護支援専門員(事業所単位)、地域の介護支援専門員組織、都道府県の介護支援専門員組織、そして全国組織としての日本介護支援専門員協会として、特に平常時から準備しておくこと等、災害に対する介護支援専門員及びその組織が取るべき対応について定めています。

なお、日本介護支援専門員協会・災害支援要領委員会は、これまで被災した地域から委員が構成されていますが、今回策定した「災害支援要領」及び「災害対応マニュアル」は、被災地域における介護支援専門員の心身の負担の大きさは計り知れないものがあるというこれまでの当委員の被災経験をもとに、作成いたしました。

ぜひ、国や市町村の災害に関するガイドライン等と併せながら本マニュアルを活用いただき、介護支援専門員として被災地域の要援護者の災害対応に関わる支援活動が円滑に行われるよう、積極的に取り組んでいただければと思います。

～災害支援活動の基本的な考え方～

災害対応マニュアルは、地震の災害が起きたときに、被災地域における要援護者に対する災害対応が円滑に行われるよう、基本的な考え方や実施方法、行政の防災担当窓口や地域包括支援センター等との連携のあり方について、考え方を取りまとめたものです。(途中省略)

最近の頻発する大地震の報道を見聞きするたびに、災害が起きたときに介護支援専門員として、「自分が担当している利用者に対してどのようなことができるのだろうか?」、「どのように振る舞えばよいのだろうか?」とさまざまな状況を想定して悩んだり不安を抱えたりしています。

また実際に被災した場合は、「利用者は無事であろうか?」、「どこに避難したのだろうか?」、「適切な介護サービスが利用できるだろうか?」等、情報の収集に奔走し、さらに、時間がたつにつれて、安否確認や所在確認について地域包括支援センター等との情報のやり取りすること等が、矢継ぎ早に求められることになります。

これらの確認作業への対応ができるだけスムーズに行われるためには、平常時からの取り組みが大変重要なものです。さらに、被災時の要援護者の状況把握や被災後の避難生活における介護サービスの継続等に関しても介護支援専門員の果たす役割は重要になってきます。

本マニュアルは、被災時の迅速な対応を確保するためにも、日頃から準備を整えておくことに役立てられるように編集しております。

また各都道府県の行政や介護支援専門員組織の体制の違い及び災害の状況に応じて支援の内容は異なってきても、基本的な枠組みは様々な場面に活用できるよう工夫しております。

いざという時のために、それぞれの組織におけるマニュアル作成や核になる人を決めておくことが大切なことはいうまでもありません。

1.平常時から準備しておくこと！

①地域の方たちとの連携

要援護者において、災害発生時に最も重要なのは、近隣住民等の地域における支援活動です。日常業務においては、担当している利用者の地区的民生委員や町内会長等への挨拶を行い、そして緊急時には遠慮なく連絡ができるといった顔の見える関係作りが大切です。

可能であれば、町内会長や民生委員などの連絡先及び利用者家族の携帯電話番号等の緊急時連絡先等を複数把握しておくと良いでしょう。

—こんなことがありました！—

平成19年7月の新潟県中越沖地震の際、被災2日後に介護老人保健施設の自家発電が使用可能となり、電話による安否確認を行いました。

しかし、多くの利用者は避難先を各事業者や行政に伝えないで避難しており、また、自宅電話番号だけ把握しているケアマネジャーが多く、安否確認や避難先の確認が困難でした。

携帯電話の番号や複数の連絡先の確認の必要性が課題となりました。

②利用者が暮らす地域の防災状況の確認

自分が担当している利用者の被災時の避難場所などを含め、地域の防災情報を行政の防災担当課や地域包括支援センター等の窓口及び町内会長等から確認しておくと良いでしょう。
これからの活動を通じ、いざという時にどこに連絡をとれば良いのかが把握できることにもつながります。

③避難場所等の情報共有

ア、利用者が被災した場合に想定される避難場所、避難経路、避難方法等を利用者本人・家族等とも確認しあい、その旨を家の電話のそば等に貼っておくと良いでしょう。
また、利用者の個別ファイルにも入れておきましょう。(高齢者世帯、一人暮らしの方は必須です。)

イ、医療依存度の高い利用者や重度の要介護状態の人の避難方法及び福祉避難所となり得る場所について行政に確認し、本人家族、サービス事業者等と共有しておくことが大切です。

④利用者台帳等の整理

ア、利用者の一覧名簿は作成してありますか？

被災した場合、ライフラインの断絶により、一時的にパソコンも印刷機もファクシミリも使用できなくなりますので、月に1回程度のタイミングで最新情報を紙に出力しておくことが必要です。これは緊急時に地域包括支援センター等との情報共有を行う際にも必要になってきます。

イ、利用者一覧表の中に、災害発生時、優先的に安否確認が必要な担当ケースがわかるようになっていますか？

災害時要援護者登録制度に登録しているかどうかの確認、登録していない場合は登録するように勧めましょう。特に要介護3以上の居宅で生活する方や認知症高齢者、一人暮らし及び高齢者のみの世帯には必要な制度です。(日中、一人暮らし、高齢者世帯を含む)

埼玉県羽生市の災害時用援護者名簿登録制度より

※災害時要援護者名簿登録制度とは、地震や水害などの災害発生時に自力または家族の支援のみでは避難が困難な方が、事前に自分の情報を市へ登録する制度です。登録名簿を市、警察、消防と地元自主防災組織や民生委員の方々と共にし、災害時における避難の誘導や安否の確認などに活用するものです。

災害発生直後は、地域住民が協力し、みんなで助け合う「共助」が必要になります。

市は、災害時に備えて災害時要援護者名簿への登録の受付をしています。

※(残念ながら、江戸川区では発見できませんでした…。)

ウ、常に担当しているケースのファイルには、住宅の地図や緊急時の連絡先、主治医等の情報を入れてありますか？
担当ではない介護支援専門員が見ても、利用者の基本情報が分かりやすいケース台帳を作成しておきましょう。また、医療依存度の高い個々の利用者の受け入れ先をケアプラン作成時に記入しておきましょう。

—こんな工夫をしています！—

緊急時の連絡先や、主治医等の情報については、居宅サービス計画書第1表や第3表欄に緊急時の連絡先や主治医の情報も入れています。

⇒【総合的な援助方針・週単位以外のサービス】欄の参考記載例

緊急連絡先 長男TEL ○○-○○○○ 携帯○○○○○○
かかりつけ医 ○○先生 TEL○○-○○○○ 民生委員 ○○氏 ○○-○○○○
(避難所 ○○区民館 ※町内会長さんが誘導してくれる。)

⑤ケアプランの作成

アセスメントの情報やケアプランをファイル化しておき、服薬情報等や必要なサービスが迅速に確認できるようにしておきましょう。特に病気によっては、服薬をしないで症状が悪化してしまうことがあるので、常に持つバックなどにいくつか薬を入れておくなど、利用者や家族と話し合っておくことも良いでしょう。また、特別な処置が必要な利用者の場合には、そのことも分かる内容を書いたものをファイルの中に入れておくと良いでしょう。

⑥職員間の連絡方法の取り決め

ア、事業職員ならびに職員家族の被災状況を確認し、事業継続がどの程度可能か見極めるためには、いざとなったときの職員間の連絡方法を定めることが有効です。

イ、被害が甚大で、連絡手段が機能しない災害の場合には、自発参集などの取り決めをしておく必要があります。※(「自発参集」の例…震度5以上の揺れがあり、連絡できない場合は、事業所若しくは別に定められた場所に自発的に集合する等。)

⑦サービス提供困難時の対応

小規模事業所等の介護支援専門員自身が被災し、サービス提供が困難になった場合には、責任をもつて利用者対応できる体制を考えておきましょう。

⑧避難行動支援

認知症の方は、環境の大きな変化が起こるとダメージを受けやすいので、特に対応についての配慮が必要となります。

—こんなことがありました！—

新潟県中越地震で起こった水害で亡くなった一人暮らしの女性。女性は認知症で、まもなく施設に移る予定でした。水害発生の直前までヘルパーが来ていましたが、発生時は他の利用者を尋ねており、その避難を助けていました。

一方、浸水が比較的軽い段階で女性の安否を気づかった近所の人が様子を見に訪れ、2階に女性を連れて行き、そこにとどまるように伝えていました。しかし、女性が認知症だとは知らず自宅の浸水に対処するために帰宅しました。

その後、女性は自ら降りていったのか、1階でおぼれて亡くなっているのが見つかりました。わずかなタイミングのずれ等が女性の死につながっていました…。

2.発災当日～3日間(応急期)

発災前

災害の兆候が認められたとき(雨が激しく降っていて避難情報が出たなど)は、自分や家族の安否を確保し、その後、利用者の安否確認を始めましょう。

避難を支援する方がそばにいれば、避難支援を早めに開始するようにお願いしましょう。避難を支援する者がそばにいない場合は、避難支援者を確保しましょう。(地域にお願いする・血縁者に連絡など)危険を感じる場合には、防災関係者に(行政の防災担当、消防、警察など)連絡取ることも視野に入れましょう。施設の場合にはここにとどまるべきか、全員避難の態勢をとるべきか、判断をおこしましょう。

—こんなことがありました！—

水害などの場合は、雨が降り始めてから、実際に被害が発生するまで、ある程度の時間的余裕があることが通常です。

平成16年の新潟県豪雨水害の際には、多くの介護支援専門員が、通常とは違う激しい雨の降り方に早い段階から着目し、利用者宅へ電話を入れ、同居世帯については、家族とともに避難場所へ早めに避難を促したり、高齢者のみ世帯については「地域の資源(民生委員・自治会長など)に避難支援をお願いする連絡を行っていました。

また、利用者宅へ訪問していた介護サービスの担い手に連絡をとって、避難所への誘導を手配することも行われました。このような介護支援専門員の努力によって多くの要援護者は難を逃れました。

発災後

①自分の周りの被害状況を確認

まず、自分の家族の安全を確保し、まわりの状況から災害の状況を確認します。自分の事業所の被災状況の確認を行い、事業所職員における人的被害、事業所における建物被害・ライフライン被害などを取りまとめ、市町村など関係機関に報告をします。

また、事業所職員ならびに職員家族の被災状況を確認し、事業継続がどの程度可能か(実働人数把握、事務所の機能など)を見極めましょう。

②利用者の安否確認

作成していた名簿を用いて、優先順位の高い利用者から安否確認や避難場所の確認をしましょう。特に電源を必要としている器具を利用している利用者の場合は優先的に確認が必要です。安否確認については、以下の項目について行う必要があります。

- (ア)生存の確認
- (イ)身体状況の確認
- (ウ)生活環境の確認
- (エ)今いる場所で以前の生活が続けられるのか
- (オ)ケアプラン変更の必要性の確認
- (カ)緊急対応の必要性の確認(在宅・一般避難所・福祉避難所・病院へ連れて行くのか)
- (キ)必要とあれば、緊急入院・入院先の選定

—こんなことがありました！—

平成16年10月・新潟県中越地震では安否確認は繰り返し行いました。

繰り返し行うことにより、はじめは避難先の車の中やビニールハウスの中でも大丈夫、一緒に居たいからといってご家族の方々も、長引く先の見えない避難生活への不安と疲労とともに高齢者の方の体調不良(ご飯を食べない・水分を取らない・元気がない)や精神面の変調があり、次の安否確認では、サービスの利用を望まれ調整しました。

また避難先から利用される方々は、怪我や体調不良(尿が出ない・発熱・食事が食べられない等)の症状があり、医療的な処置の必要な方も多くいました。

③医療依存度の高い利用者の調整・対応

ケアプラン等で早急に対応しなければならないことを把握した上で調整・対応しましょう。医療依存度の高い人については医療関係者に見せる努力をしましょう。DMAT(災害急性期に活動する医療チーム)、赤十字、医療ボランティア等が指定避難所の救護所を中心に活動を開始しているはずです。主治医に連絡がつかない場合、そちらと連絡をつけることにしましょう。酸素吸入器・人工呼吸器・吸引器などの医療機器を日常から使っている利用者については、普段から接している医療機器メーカーに連絡を取ることも良い方法です。対応の結果については地域包括支援センターや行政担当に連絡をとっておき、対応を要請することも一方法です。

④介護保険施設(長期・短期)への緊急入院・入所の調整

利用社宅が被災することで利用者状況が悪化し、「在宅並びに避難所で避難生活を継続していくのは困難である」と判断される場合には、介護保険施設への緊急入院、さらに緊急性の高い場合には病院への緊急入院の調整を行いましょう。被災地域によっては、一般避難所以外に福祉避難所が設置されている場合があります。原則的には、福祉避難所は「介護保険サービスによる緊急入院・入所対応が不可能な被災者への避難所」として設置されています。そのあたりの原則を踏まえ、利用者の状況に沿った対応が必要となります。

3.発災4日目～1ヶ月(応急期から復旧期)

①利用者の避難生活支援

利用者が継続的に避難生活を続ける中で、利用者の状況は変化していきます。その変化に対応できるように継続的なモニタリングが必要です。

生活環境の悪化による体調変化、長引く避難生活へのストレスや今後の生活への不安感の増大などが想定されます。またエコノミー症候群、インフルエンザの流行、食中毒、口腔状況の悪化などへの予防や対応が必要となります。

②利用者の仮住まい生活支援

ライフラインの途絶が解消されるに従って、徐々に避難生活を解消し、地域での生活へと戻っていきます。(平成16年10月の新潟県中越地震では約2ヶ月、平成19年7月の新潟県中越沖地震では約1カ月半で避難所は解消。)

しかし、発災前に生活していた家族の被害程度が甚大であることや、地域に医療・介護サービスが戻ってこない等の理由により生活の再建が遅れたり、困難になったりする利用者も顕在化してきます。

それの人々の中には、自分自身や家族の力では仮住まいを確保できず、仮設住宅や施設へと住まいを移さざる得ない被災者もいます。特に、仮説住宅については、①住宅環境が変わる(限られた空間、ユニットバス、結露の発生、歎談の激しさ増大など)、②住み慣れた地域から離れなければならない場合もある(買い物、医者等へのアクセス困難、地縁支援の低下)などの状況によって、利用者の状態が悪化する事例も発生する恐れがあり、引き続き継続的なモニタリングと対応が必要となります。

4.発災1ヶ月後～2.3年(復旧～復興へ)

①生活再建への支援

仮住まいからの本格的な生活再建に向けての時期です。被災地ではライフラインの復旧が完了し、公共建物等の復旧も進みます。この頃になれば、医療・保険・介護サービスも地域に戻ってきてていると考えられます。その中で自力再建のメドが立たない人の中に、高齢者を中心とする要援護者も多く見受けられることは、過去の災害の事例を見て明らかです。

特に、仮設住宅において仮住まいを余儀なくされている人にとっては、仮設住宅の解消(通常2年、特定の場合は3年)が非常に高いハードルとなります。この仮住まいから本格復旧に向けて、行政も支援を行いますが、行政と連携を取りながら、生活再建に向けての道筋を視野に入れた支援が必要となります。

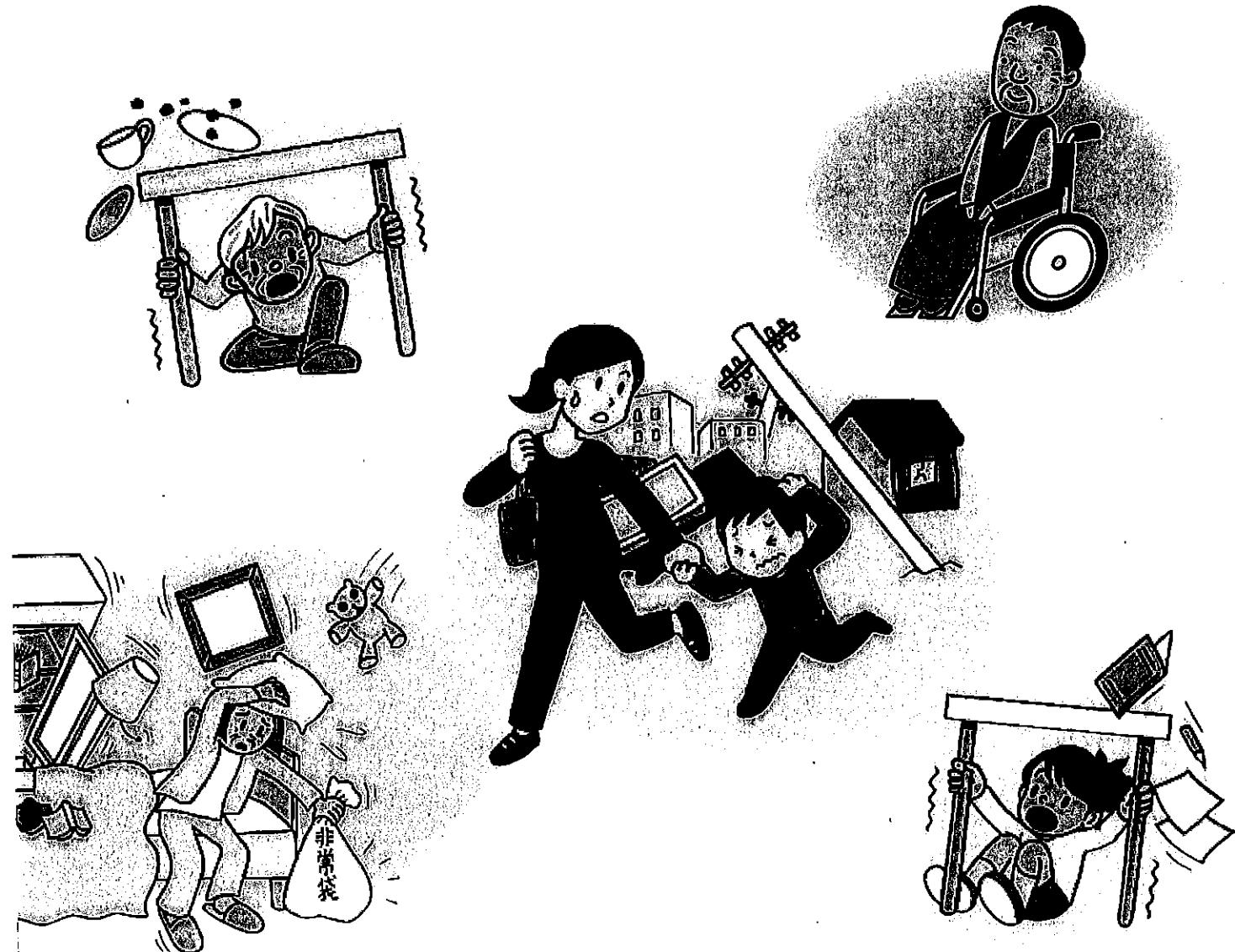
②申請代行等の支援

さいがいじょうえんごしゃぼうさいこうどう

災害時要援護者防災行動マニュアル

おお じ しん そな

いざ大地震に備えて



しょうがいしゃ こうれいしゃ かたがた さいがい まも
障害者や高齢者の方々を災害から守るために
ほんにん かぞく ちいさ かたがた てびきしょ
ご本人と、ご家族、地域の方々のための手引書です。

しんじゅくく
新宿区

IV 災害時妻援護者ケース別の援護のポイント

① 自の不自由な人のために

自らの備え

■ 家具の配置
家具の中の家具の配置を常に一定にしておきましょう。家の中、外の避難路をあらかじめ決めておき、安全の確認をしましょう。(その場所には物を置かない)

■ 白杖の準備
災害時には、壊れた物を避りながら避難することになります。革手などを用意し、常に一组は携帯しましょう。

屋内地震にあつたら

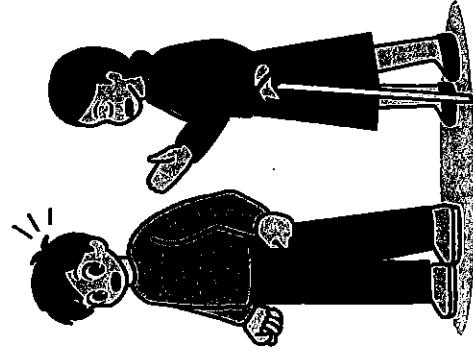
室内の様子はどうなっているかわからないので、普段のようならちで動かないようにしましょう。

■ 出火の確認
煙を集中して火氣を感じ、煙が出てないいか臭いをかいでみる。火氣を感じたら大音で助けを呼び、煙に気がいたらできるだけ頭を低くして避難します。

■ 屋内に閉じ込められた際、助けを求める方法
笛、防犯用ブザーを携帯しておく。

屋外で地震にあつたら

白杖の持者外出時には必ず白杖を携帯するようにしましょう。いざというとき、自分が不自由だということを周囲の人人に理解してもらうと、助けが得られやすいです。



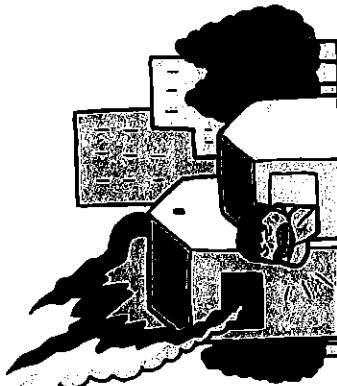
■ 保護を受けける
付近の人間に声をかけて、周囲の状況を教えてもらいましょう。混乱の大好きな場合は、近くの警察、消防、区役所など安全な場所へ避難をお願いしましょう。



(被災のしかた)

●白杖を持たないほどの手でひじの上を握つてもらいながら、足元に注目しつづくくり強くぶくにします。このときは、首や腕や腕をひっぱつたり垂れたりしないようにします。

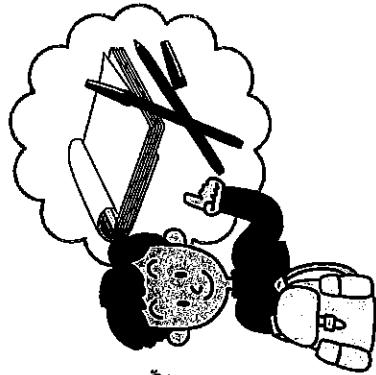
●電気火をどちらに放しては、方角を説明し、直接警笛を引いたりせわつたりしないようにします。



耳の不自由な人のために

口ごろの備え

筆記用具と紙の常時携帯
身の安全を図るために、情報収集を第一に考
えましょう。筆記のために必要な筆記用具は、
常に携帯してください。



メッセージカードの作成

すばやい情報伝達のためにいろいろなメッセージカードを用意しておくと便利です。

私は耳が聞こえません。

何が起こっているのですか？
書いて教えてください。

私は耳が聞こえません。

避難場所を教えて
ください。

私は耳が聞こえません。

○○○まで 電車 バスで
帰れますか？

私は耳が聞こえません。

○○○まで 電車 バスで
帰れますか？

助けしてください！

緊急情報を知るための方法と、情報を教えてくれる
特定の人を決めておきましょう。

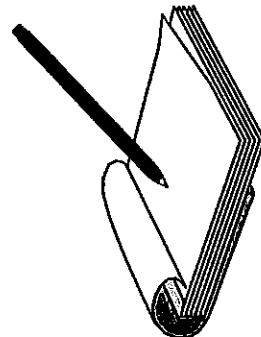
筆記用具と紙の常時携帯

身の安全を図るために、情報収集を第一に考
えましょう。筆記のために必要な筆記用具は、
常に携帯してください。

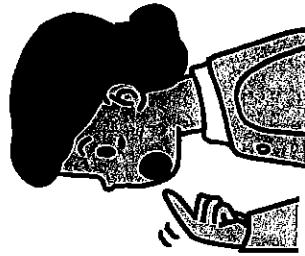


首の不自由な人に伝える

手語や筆記するほか、手のひらに指先
で字を書いて伝えます。電話の代理を使
われたら、直んで威力しましょう。電話の
相手の返事などは、筆記してできるだけ簡
潔でわかりやすい文章にして置るようにし
ましょう。



口の動きで伝えられる方もいます。首を
真っすぐに向け、口をなるべく大きく動か
して伝えるようにしましょう。



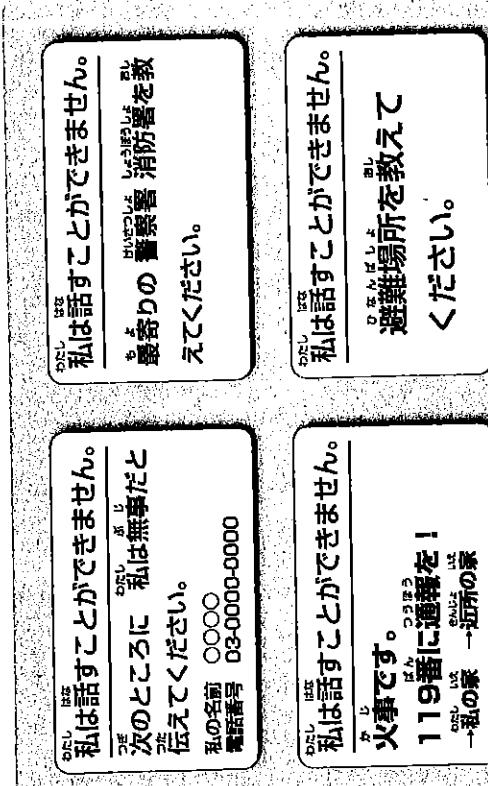
③ 音声言語障害の人のために

口ごろの備え

筆記用具と紙の常時携帯
身の安全を図るために、情報収集を第一に考えましょう。筆記用具は、
常に携帯するように心掛けましょう。防災カード(P46参照)も役立ちます。

メッセージカードの作成

すばやい情報伝達のためにいろいろなメッセージカードを用意しておくと便利です。



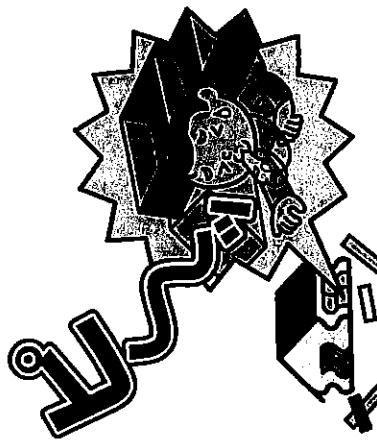
単身生活の場合はとにかくに、自尊から出火
の際の「合図」を近所の方とりきめて
おくとよいでしょう。

屋内で地震にあつたら

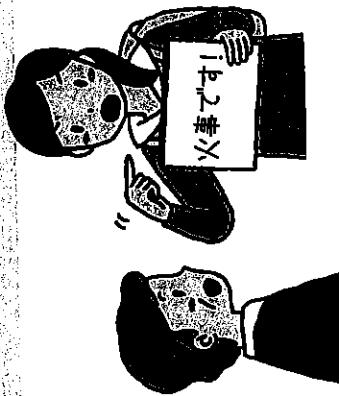
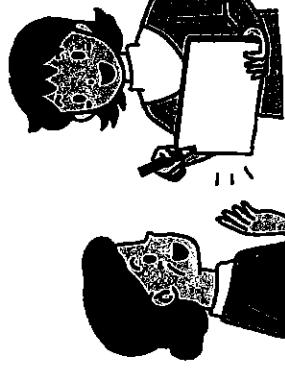
付近に火災を知らせる
音をたてたり、合図で知らせたりして火災の
発生を知らせ、救助をためめ「119番」を連絡し
てもらいましょう。
*火災警報器は必ず設置しましょう。



笛や機械ブザーなど警の出る場を携帶
し、万一、建物や家具に隠れ込まれて
動けなくなつたとき、これらを使い自
分の居場所を知らせましょう。



警笛やメモで書きとどる
救助を受けられたら、手のことをばをてい
ねいに聞こるようにしましょう。聞きと
りが困難なときは、手指にことわづから
筆記をしたりメモをとるようにします。

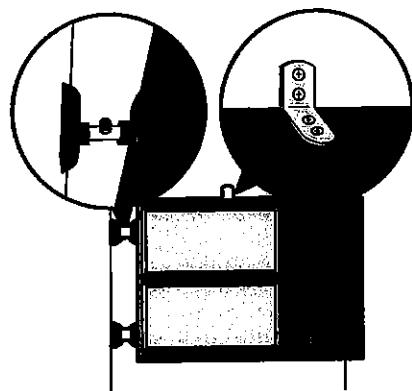


肢体不自由の人のために

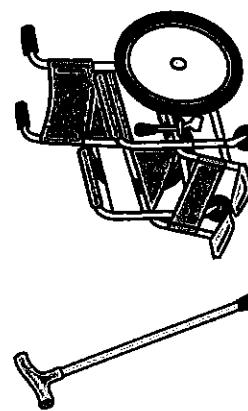
日々の備え

安全な場所を確保
車いすや歩行補助具が十分通れるような通路
を家の中で確保します。あまり物を置かない
で、素直などの転倒の心配のない安全なス
ベースをつくっておきましょう。

家賃額には、すべて輪輪・移動防止器具
をつけ、落下物のないよう上に物を置か
ないようにしましょう。



車いす、歩行補助具、おぶいひもなど扶助具は、常に一定の場所に置き、いつでも使えるようにしておきましょう。被災した後、自分がどのように状態になっているかを知らせる相手先(通所先や作業所、障害者センター等)を決めておきましょう。



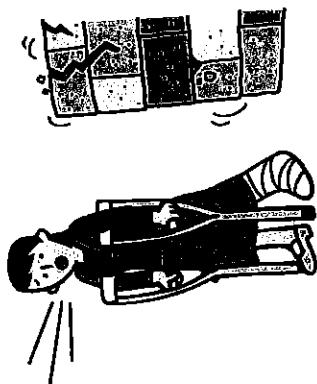
家族が外出している場合に備え、万一の場合の手助けを近くの人に頼んでおきましょう。

屋内で地震にあつたら

座るとか、タオル、なければ両手などでさ
る範囲で頭を保護するようにしましょう。
低い姿勢で避難
火災が発生した場合、煙に巻かれないように
にできるだけ低い姿勢で避難します。

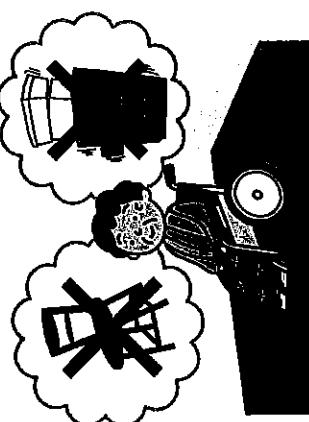
屋外で地震にあつたら

身の安全を守る
ブラック娘や門など倒壊のおそれがあるものから早く離れるようにし、近くに人がいるときには安全な場所への説明をお願いしましょう。



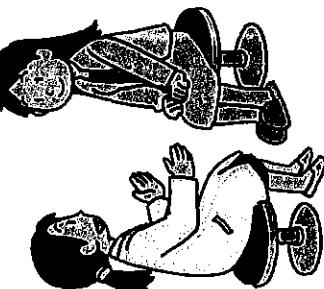
(車いすの介助のしかた)

脱糞では、3~4人で車いすを前向きに、下りるときは車いすを前に、上なるときは車
いすを後ろ向きにするのが安全で安心です。いたれもブレーキをかけます。
人手がない場合はおぶいひもなどで一人で預けます。この際、背負手の両手はぶさ
ないようにします。



内部障害の人（人工透析を受けている人、ベースメーカーを使用している人など）、特別な治療が必要な人、常時内服をしている人のために

自ざろの備え



医療機関と相談する

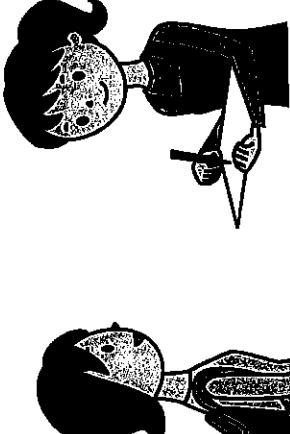
- 人工透析、糖尿病の自己注射中や、特別な治療が必要な人は、地震後すぐに通院できない場合に備えて、対処の仕方や、自己や避難所で気をつけることを日ごろから主治医や看護師に聞いておきましょう。
- 家族も緊急時の対応を十分に知っておくことが必要です。

通常の薬や医療用品を準備しておく

- 常用の薬や特徴的な治療食、必要な医療用品（ストマ用品やガーゼなどの物品）は、最低3日分は常備するなどしておきましょう。1～2週間分の備蓄があると安心です。
- 避難所での面倒食などをどのように食べたらよいかについても、主治医や看護師に聞いておきましょう。

自分の症状や内服薬について説明できるようにする

- 災害時には、かかりつけ医療機関に受診できなくてどちらあります。自分の病状や内服薬、必要な医療処置について日ごろからメモを作成するなどして説明できるようにしておきましょう。「お薬手帳」、血液検査の「自己管理ノート」、「透析患者カード」、それぞれの完璧ごとの「患者手帳」などにかかわりつけ医療機関名や必要な医療処置を記入し、携帯するものも置いておきましょう。

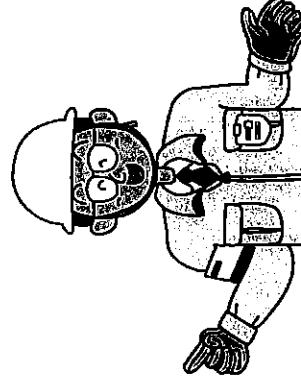


- 人工透析中の方
○ 災害時は避難先の医療機関で透析を受けられない場合に備え、親戚・知人・友人などの連絡先を決めて、そこに近い透析医療機関を把握しておきましょう。また、避難している医療機関が、近隣の医療機関と災害時の協力関係の取り決めをしている場合もあるので、避難先の医療機関に「代替透析医療機関」の確認をしておきましょう。
- 災害時の透析に関する情報の入手先について予め調べておきましょう。
参考 東京都区部災害時透析医療ネットワーク <http://www.tokyo-hd.jp/>

避難者が必要になつたら

- 避難が必要になつたら、非常持出袋に入れて、家族や隣近所に声をかけて避難しましょう。
- 常用薬や必要な医療用品を持ち出せなかつたり、人工透析やインスリン注射など特別な治療が必要な人は、早目に医療機関などの医師や看護師、保健師に相談しましょう。
- ベースメーカーを携帯している人は、避難所では周囲に伝え、携帯電話などの電波から身を守れるように協力してもらいましょう。

- インスリン自己注射やストマ交換などの時は、避難所のスタッフに声をかけてスペースを確保してもらいましょう。
- 避難所では治療食の準備が困難な場合が多いので、出された食べ物の中から自分で選んで食べましょう。
- 屋外で地震に遭い、帰宅できない状態になり、人工透析やインスリン注射など治療の時間がさせまつたときには、最寄りの病院が警察、消防、区役所などに助けを求めましょう。



⑥ 知的障害者のために

家庭や施設で日常生活を送っている場合、いざというときの身の安全は、家族や指導者の行動に左右されます。

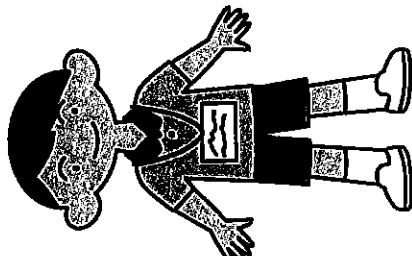
身の安全を守る行動をおしえる

持ち物や両手で頭を保護することや、建物の中ではテープルや机の下に入り、身を守ることをふだんから教え、身に付けることが大切です。

その際、本人が「どう理解できたか」が大切になります。

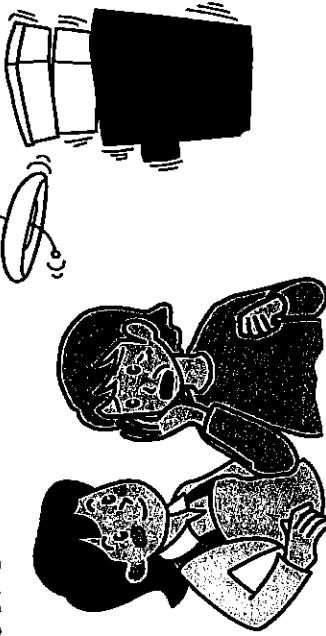
警戒宣言が出来たら「防災カード」など身元がわかるものを身に付けましょう。

音楽で理解されない場合は、手を打って安全な行動ができるよう説明しましょう。



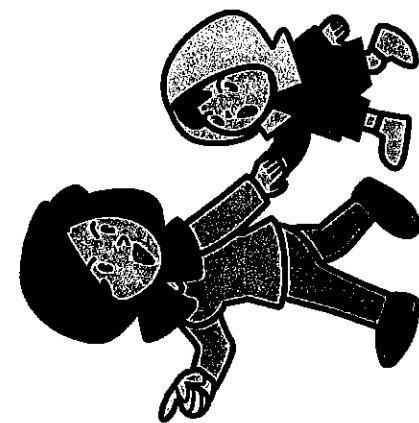
⑦ 認知症の人のために

優しく声をかけ落ち落ち着いた状態に優しく声をかけ落ち落ち着いた状態に認知症の方は、災害時に混乱してしまったり恐怖にとらわれて驚いたりもよらない行動をとりがちです。できるだけ普段と同じ様子で声をかけたり、スキンシップを図って落ち着いた状態になるように心がけましょう。



家族が外出している場合も考えられます。その場合の手助けを近所の人や防災区民組織の人に頼んでおきましょう。

※事前に災害時要援護者名簿を登録しましょう(P36参照)



避難するときは防災ずきんやヘルメットをかぶせ、顔を守るようにしましょう。

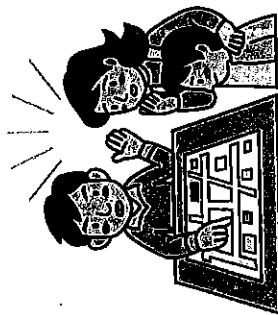


警戒宣言が出来たら「防災カード」など身元がわかるものを身に付けておきましょう。

自身の方や家族がいてもお互いに親しく民組織の人に頼んでおきましょう。
※事前に災害時要援護者名簿をしておきましょう(P36参照)

精神障害者のために

⑧ 日ごろの備え



- 家にいる時、あるいは学校・職場・通所施設等にいる時等の避難場所を把握し、非常持ち出し品の準備・家族との連絡方法の確認、防災訓練への参加等を心がけましょう。

- 災害時には、かかりつけの医療機関に登録しておきましょう。
- 災害時に避難場所の人との助け合いが大切です。普段から避難場所の人とおひさつをしておくことがあるので、いつも飲んでいる薬の名前や量、医療機関の連絡先をメモするなどわかることで、災害時に避難の援助が必要な方は、「災害時要避難者登録名簿」に登録して、医療者が受けられるように申し出をしておきましょう。

- 避難が必要になつたら、非常持ち出し品や薬等を持って、家族や隣近所に声をかけて、協力して避難しましょう。
- 薬を持ち出せなかつたり、通院している医療機関が利用できない時は、早めに医療機関等の医師・看護師等に相談しましょう。

- 避難所ではストレスが多く、臭気が悪くなりがちです。眠れない、イライラするなど、いつもど違う症状がたり、鬱子が悪いと感じたら、我慢しないで早めに、医療機関、保健所・保健センター、医療教養所、巡回相談の人、通所施設の人、通所施設の職員等に相談しましょう。
- 票を忘れずに服用し、食事や睡眠など日常生活のリズムをなるべく崩さないようにします。また、1日中長い避難所の中で過ごすのではなく、外に出て身体を動かしたりすることも大切です。

介護が必要な高齢者のために

⑨ 日ごろの備え



- 緊急時の協力の要請
かいじゅうじの きょうりょくの ようせい
介護が必要な高齢者のいる世帯は、万一大きな災害が発生したときに、援助が必要であることを防災区内総連絡に備えておきましょう。

- 安全空間の確保
あんぜんくうかん
家族の人は部屋の整理整頓をして安全な空間を確保するようにし、転倒や落しやすいものは部屋に置かないようにしましょう。避難用出入口も確保しておきましょう。

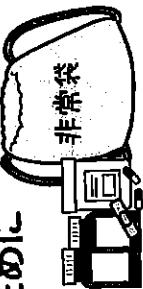
(緊急避難のしかた)

- 二人いるときは、合わせ重と毛布などで作った仮寝掛けで移動させます。
- 一人で移動させる場合は、シーツや毛布の両端を込んで、これくるように束せてそのまま引っぱって移動します。

難病患者・医療機器を使用中の人のために

日々の備え

安全な場所の確保



● 安全な場所の確保

● 家具類には、転倒・移動防止器具をつけ、転倒や落下降物のないようににします。また医療機器が転倒しないよう工夫しましょう。(例えば、人工呼吸器の架台は転倒防止对策が施されているので、人工呼吸器は架台から外して他の台やテーブルの上に置いたりせず、専用の舞台を使用するようにします。)

● 家具類の転倒や置物等の荷物等(例: 椅子)により、患者自身や機器が二次的機器を受けることがあります。ベッドの周囲は整理整頓しておきましょう。

● いざという時に外に避難できるよう十分な通路を確保しておきましょう。

医療機器の備え

● 内部バッテリーがある場合は待機時間を持て置いておきましょう。

● 電源の確保(例:自家発電)や外部バッテリーの予備を準備し充電をしておきましょう。

医療機器との連携

● 災害時の対応や連絡方法について、予め主治医や訪問看護ステーションと連絡しておきました。薬や主人様の名前や置頻度、病状や処置、かかりつけ医等の連絡先を明記しました。

● 常用の薬や衛生材料などの医療品、特殊な治療食については、主治医と相談の上1週間分は余分に確保し、「非常用持ち出し袋」に入れておきましょう。

医療機器取扱業者との連絡

● 災害時の対応や連絡方法について、予め業者と確認しておきましょう。

避難のために

● 常用の灯りや水、食料、予備の衛生材料や医療品、特殊な治療食を入れた、「非常用持出袋」ですぐに手に取れるように、準備しておきましょう。保険証、医療券、服薬手帳も常に一緒に

にまとめて、持ち出しがやすいようにしておきましょう。

● 車椅子(電動車椅子を除く)・ストレッチャー・リヤカー等の移動用具を確保しておきましょう。

● 災害時には隣近所の人との助け合いが大大切です。普段から隣近所の人と挨拶を交わす事

して、顔見知りになっておきましょう。また、避難が必要な方は、可能な範囲で隣

隣から精気のことや支援が必要なことを近所や町会の人、民生委員などに知つておいてもらうことも必要です。

● 災害時要援護者登録に登録して、援助が受けられるよう

に申し出をしておきましょう。

● アンビューバックの準備と複数の人が操作できるように練習しておきましょう。

● 避難するには、アンビューバック操作に1人、避難介助に2人、医薬品や医療機器の運搬に1人の介護者が必要になります。

* アンビューバック手動式人工呼吸器のことで、両手でバックの中央部を押し、その圧力

で肺に空氣を送り込む。

● 在宅酸素療法の人

● 電源を必要としない定期式や手動式の吸引器、大型注射器を準備しておきましょう。

● 避難(災害時などの程度の不安時は呼吸器が増え、酸素供給量が増えてしまうことに

しよう。)

● 酸素ボンベを1本予備に用意しておき、酸素ボンベへの切り替え、大型注射器を準備しておきましょう。

● 電源を必要としない定期式や手動式の吸引器、大型注射器を準備しておきましょう。

● 吸引チューブや人工耳、予備の回路などの医療用品は1週間分程度は備蓄しておきま

しょう。

● 避難が必要になつたら、非常用持ち出し袋等をもつて家族や隣近所に声をかけて、協力して避難しましょう。

● 医療機関のみで対応が可能な医療機器を保管している方や、特殊な治療薬や医療機器を持ち出せなかつた場合は、早めに駆駕隊や医療機関所等の医師、看護師、保健師等に相

談し、外時に災害に遭い、帰宅できない状態で治療やケアが必要などときは、最寄りの病院

● 警察、消防、区役所などに助けを求めておきましょう。

妊婦・乳幼児のために

日ごろの備え

- 母子健撫手帳は避難時に持ち出せるように、日ごろから分かりやすい場所に置いておきましょう。



- 食物アレルギーや特別な食事の注意や薬が必要な場合は、必要な食料や薬などを1週間分準備しておきましょう。
- 母乳育児であつても災害時に母乳が出来なくなる方がいるので、授乳中の方は離乳瓶とミルク1週間分程度を備え、非常用持ち出し袋にいれておきましょう。

- 子どもを連れて重いものを持つのは大変です。非常用持ち出し袋を持つてみて、子どもを抱いたりおぶったり、手を引いた状況でどのように荷物を持ち出すのかを予め確認しておくことも重要です。

- 家族全員が別の場所にいる時に災害が起きることもあります。子どもの保育園や幼稚園などへの非常時の連絡方法や、家族と非常時の避難先や連絡方法を確認しておきましょう。
- 災害時は、近所の方や近所の友人などが災害の情報や行動などで何に出来る大きな力になります。日ごろから近所の方やママ友などとネットワークを作つておきましょう。

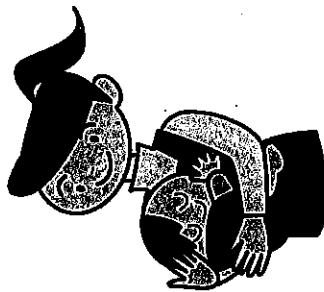
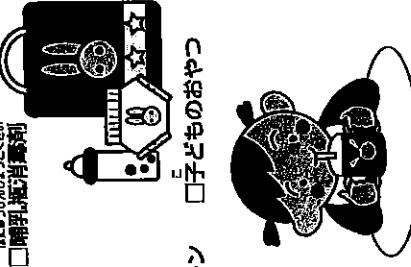
- 妊婦中の方は、お腹を覆うひざ掛けのようなものを非常用持ち出し袋にいれておくと役立ちます。

避難が必要になつたら
●災害が必需要になつたら、妊娠の方も、乳幼児がいる方も、非常用持ち出し袋や母子健撫手帳をもつて、近所の人と協力して避難をしましょう。特に乳幼児のいる方は、身の回りの物のほかに、子どものお気に入りのおもちゃやタオルなどを一緒に持ち出せると避難先で子どもが安心できます。

- 災害の恐怖に子どもが不安になります。大人が不安な様子いると子どもの中の不安はより大きくなるので落ち着いた口調で丈夫であることを伝え不安を和らげるようにしましょう。
- 災害により子どもの中へストレスがかかりやすく体調や行動に変化が起きやすくなります。いつもども様子が違う場合は、医療機関所や、巡回相談の人などに早めに相談しましょう。
- 妊婦中の方は、避難する時は、焦らず転ばないように充分注意しましょう。避難先では、周囲の人にも妊婦中であることを伝え醫師がしてもらうとともに、早めに医療機関所や巡回相談の人とに相談し、場合によっては次の整形の日を待たずに、お腹の赤ちゃんの様子を見てもらいましょう。

母子に必要な持ち出し品の例

- 母子健撫手帳
- 診察券
- 緊急歯(コピーペーパー)
- 飲料水
- 粉ミルク
- プラスティック配乳瓶
- 離乳食
- おむつ
- おしりふき
- おぶいひも
- お気に入りのおもちゃ
- 金札
- 離乳食を始めている場合
- お薬手帳
- 離乳食用スプーン
- お生用品
- 分娩準備
- 出産が近い場合



災害時連絡世帯把握一覧

●一人暮らし

最終更新 平成 年 月

担当者：

氏名		住所	電話	参考事項	家族氏名	家族住所	確認日時・状況
1							⇒
2							⇒
3							⇒
4							⇒
5							⇒
6							⇒
7							⇒

●熟年世帯

氏名		住所	電話	参考事項	家族氏名	家族住所	確認日時・状況
1							⇒
2							⇒
3							⇒
4							⇒
5							⇒
6							⇒
7							⇒

●その他必要性の高い方（日中独居の方・医療処置や認知症のある方など）

氏名		住所	電話	参考事項	家族氏名	家族住所	確認日時・状況
1							⇒
2							⇒
3							⇒
4							⇒
5							⇒
6							⇒
7							⇒

利用者情報チエック票

被保険者情報		介護保険情報			医療関係			家族の連絡先	
氏名	生年月日	被保NO、介護度	有効期間	更新申請用	往診	主治医	主介護者	親類	緊急の連絡先
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									

地域の防災と、 利用者支援を考える！

利用者支援編



平成23年5月9日作成



栗岡 清英